

○金ケ崎町定住促進住宅取得支援補助金交付要綱（平成31年告示第36号）

令和元年7月1日改正

令和4年3月24日改正

令和5年4月1日改正

（趣旨）

第1 この要綱は、本町の定住促進及び活力あるまちづくりの推進を図るため、民間賃貸住宅から金ケ崎町内に新たに住宅を取得する若年者や子育て世帯に対し、予算の範囲内で住宅取得に要する経費の一部を補助することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で、次の住宅を除くものをいう。

ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅

イ 社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅

（2）若年者 第7第1項の申請時において、40歳未満である者をいう。

（3）住宅取得 民間賃貸住宅に居住をしている者が、町内に住宅を新築又は購入し、当該住宅を取得することをいう。

（4）住民登録 本町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に登録されていることをいう。

（5）町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費をいう。

（6）引越費用 引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った引越しに要した費用をいう。

（補助対象住宅）

第3 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、平成31年4月1日以降に住宅取得したものとする。ただし、別荘など一時的に使用するもの、賃貸又は当該住宅の販売等により営利を目的とするものを除く。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 若年者のうち、補助対象住宅を所有していること。
- (2) 補助対象住宅に住民登録を行っていること。
- (3) 世帯員に町税等を滞納している者がいないこと。
- (4) 世帯員がこの要綱による補助金を受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象住宅の取得に係る事務手続経費
- (2) 補助対象住宅への引越費用
- (3) 補助対象住宅の火災保険料及び地震保険料

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に租税公課は含めないものとする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象経費分 補助対象経費の総額の2分の1とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 家族加算 申請者及びその配偶者を除いた同一世帯の親族（二親等以内に限る）1人につき5万円とする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金ケ崎町定住促進住宅取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象住宅の所在地に住所を定めた日から6月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の建物登記完了証の写し又は登記事項証明
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第8 申請者は、規則第6条第2項の規定に基づく補助金の交付の条件として、補助対象住宅の所在地に住所を定めた日から起算して3年を経過する日まで補助対象住宅に居住するこ

とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第9 町長は、第7の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ケ崎町定住促進住宅取得支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下期日)

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の請求)

第11 第9の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに金ケ崎町定住促進住宅取得支援補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(報告等)

第12 町長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 第8の規定に違反したとき。

(3) その他、町長が不当と認めるとき。

(補助金の返還命令)

第14 町長は、第13の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、金ケ崎町定住促進住宅取得支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者に通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、補助金を返還しなければならない。

3 町長は、前2項の規定により交付対象者に損害が生じることがあってもその賠償の責め

は負わない。

(要綱の失効)

第15 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第8、第12、第13及び第14の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。